

# 報道発表資料

法務省  
Ministry of Justice

令和7年5月23日  
法務省

## 令和7年度「子どもの人権SOSミニレター」事業の実施について

学校におけるいじめを始め、子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小・中学校等に「子どもの人権SOSミニレター」（料金受取人払の便箋兼封筒・はがき）を配布します。

小・中学生から送付されたミニレターには、法務局職員又は人権擁護委員が一通一通、丁寧にお答えします。

- 実施時期：令和7年5月23日（金）から同年7月4日（金）にかけて、全国の小・中学校等に「子どもの人権SOSミニレター」を配布（配布総数約1,132万部）
- 実施機関：法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会
- 実施内容：別紙のとおり

### 令和7年度「子どもの人権SOSミニレター」（小学生用）



(問合せ先)

人権擁護局調査救済課 荒川、今井

電話 03-3580-4111 (内線2715)

03-3592-7612 (直通)

# 令和7年度「子どもの人権SOSミニレター」事業の実施内容

全国の法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会では、平成18年度から、料金受取人払の便箋兼封筒（以下「書簡型」という。）の「子どもの人権SOSミニレター」（小学生用及び中学生用の2種類）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布することにより、身近な人にも相談できないこどもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、こどもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

また、今年度は試行として、一部の地域を対象に、上記書簡型のミニレターに代えて、はがき型のミニレターを配布します。

## 1 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）、義務教育学校及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。）の児童・生徒全て

## 2 実施時期

令和7年5月23日（金）から同年7月4日（金）にかけて、全国の小・中学校に「子どもの人権SOSミニレター」を配布  
また、全国の児童相談所においても配布

## 3 実施機関 法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会

## 4 対応する相談員 法務局職員及び人権擁護委員

## 5 想定される相談内容

（例）・学校で「いじめ」を受けている。  
・学校で「体罰」を受けている。  
・家庭で「暴行・虐待」を受けている。  
など

※ 事案によっては、学校・児童相談所などの関係機関と連携しながら被害者の速やかな保護を図る場合や、人権侵害の疑いのある相談については、人権侵犯事件として調査を開始する場合もあります（過去の救済事例は別添1のとおり）。

## 6 はがき型のミニレターの試行

より気軽に相談することができるミニレターを目指して、試行として、長崎県の全部及び長野県の一部の小・中学校に、書簡型のミニレターに代えて、はがき型のミニレターを配布。



(参考)

(1) 相談件数の推移・内訳（別添2のとおり）。

(2) 子どもの人権問題に関する「子どもの人権SOSミニレター」以外の相談窓口

● 子どもの人権110番（全国共通フリーダイヤル）  
0120-007-110（ぜろぜろななのひゃくとおばん）

● 子どもの人権SOS-eメール（24時間受付）  
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)<https://www.jinken.go.jp/kodomo>



インターネット人権相談 検索

じん けん  
子どもの人権  
**SOS-eメール**

● LINEじんけん相談（チャット形式による人権相談）

法務省ホームページ ([https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00034.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html)) から公式アカウント「法務局LINEじんけん相談」を友達追加



## 「子どもの人権SOSミニレター」を端緒に救済措置を講じた主な事例

### 1. 親から中学生に対する虐待

◆中学生の生徒が、親から、無理やり性的行為をされるなどの虐待を受けているが誰にも相談できないとして、「子どもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局は、直ちに当該生徒が在籍する学校に連絡するとともに、児童相談所に通告し、今後の対応について調整を行った。

その結果、児童相談所が速やかに当該生徒を保護するに至り、当該生徒の心身の安全が図られた。

(措置:「援助」)

### 2. 小学校におけるいじめ

◆小学生の児童が、同級生から、殴られるなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行っていないとして、「子どもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局が調査した結果、担任教諭は、当該いじめを認識していたにもかかわらず、校長に速やかに報告をしなかったため、学校における対応が適切に行われていなかったことを確認した。

法務局は、校長に対し、早期に校長までの連絡・報告をし、組織的に対応するなど、学校全体でいじめ行為の発生の防止と解消に向けた取組を一層強化するよう要請した。

(措置:「要請」)

### 3. 中学校におけるいじめ

◆中学生の生徒が、同級生から、「死ね」といわれるなどのいじめを受けており、死んでしまいたいとして、「子どもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該生徒は被害についてこれまで誰にも相談しておらず、その悩みを担任教諭が把握できていなかったことが判明したことから、当該生徒が通う学校が必要な対応を実施できるよう情報提供を行った。また、法務局は、「子どもの人権SOSミニレター」を通じて数度にわたり当該生徒とのやり取りを継続して信頼関係を構築し、スクールカウンセラーに相談することなどを勧めた。

その結果、家庭及び当該学校との間で当該生徒の見守り体制を構築することができた。

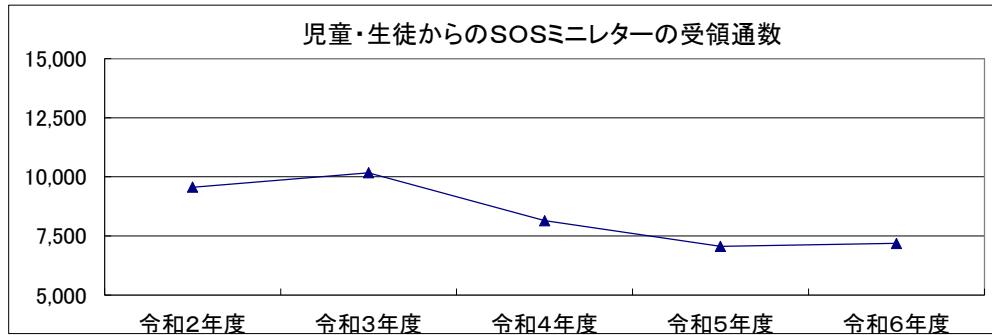
(措置:「援助」)

## 「子どもの人権SOSミニレター」統計資料(令和2年度～令和6年度)

別添2

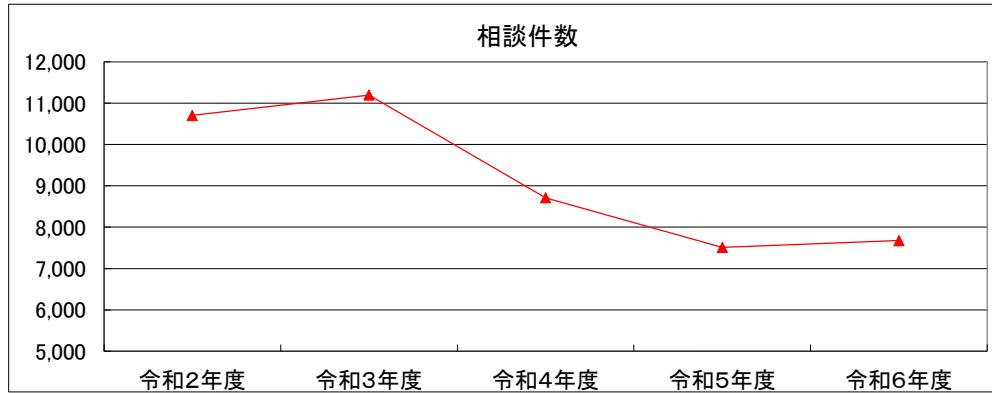
### 1. 児童・生徒からのSOSミニレターの受領通数(単位:通)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受領通数	9,563	10,171	8,147	7,062	7,189



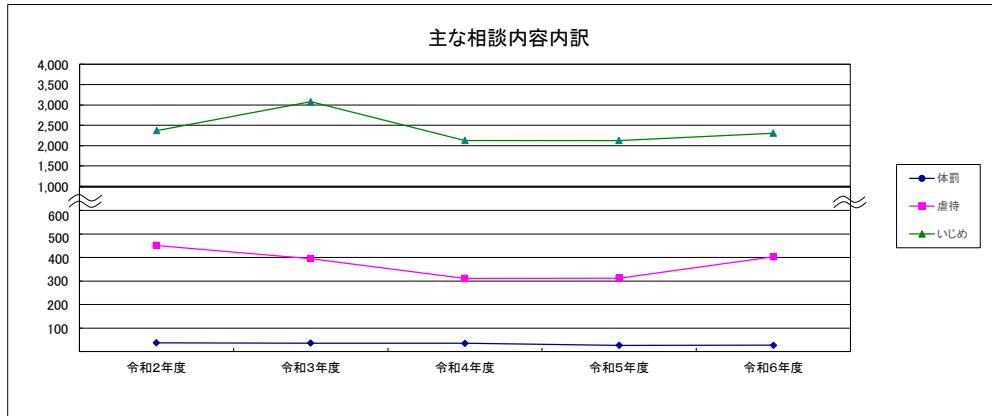
### 2. SOSミニレターを端緒とする人権相談の件数(単位:件)※注

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受理件数	10,704	11,194	8,710	7,511	7,677



### 3. 相談内容内訳(単位:件)※注

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
体罰	37	36	35	26	27
虐待	451	395	311	312	403
いじめ	2,368	3,080	2,125	2,126	2,305
その他	7,848	7,683	6,239	5,047	4,942



※注 1通のミニレターに複数の相談内容が含まれている場合、それぞれを1件の人権相談として計上している。

## 「子どもの人権SOSミニレター」統計資料(令和6年度)

別添2

### 1. 学年別相談受理件数(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
件数	917	1,271	1,501	1,184	965	738	329	260	229	283	7,677



### 2. 学年別相談内容内訳(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
体罰	0	2	5	5	4	5	0	2	3	1	27
虐待	23	50	61	56	87	50	24	19	15	18	403
いじめ	285	436	539	398	266	192	62	38	31	58	2,305
その他	609	783	896	725	608	491	243	201	180	206	4,942

